

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1022	10221010	特定工場立地時における緑地及び環境敷地面積に対する割合の軽減	工場立地に関する準則第2条、及び第3条で緑地率(20%以上)、環境施設の面積割合(25%以上)が定められている。この、緑地率と環境施設の面積割合の軽減を要望する。	<p>武雄市で特定工場を設置する場合、工場立地に関する準則で敷地面積に対し緑地を20%、環境施設を25%以上(緑地を含む)を設けることとなっており、敷地の使用に対する制限がある。市内で特定工場が新設、増設を行う場合、既存の敷地面積では緑地、環境施設の設置が困難な工場もあり、生産拡大に支障をきたしている。工場立地法では、緑地環境施設を設けることで、特定工場の周辺の地域における環境保持、従業員のストレスの軽減などを目的としている。武雄市は都市圏の工業集積地とは違い、周囲が山間部に囲まれており、市内のあらゆるところから山林を望むことができる。また、現在特定工場が立地している場所は市街地から離れており、工場の周囲は農地(農業振興地域)、山林である。よって、市内全域における緑地、環境施設の割合を引き下げたい。</p> <p>規制緩和により有効的な工業用地の活用に伴い、特定工場の積極的な設備投資による生産拡大と雇用の創出を促進する。</p>	<p>工場立地法第4条の2第1項では、都道府県が、自然的社会的条件から判断して、他に準則を定めることができるが、同条第2項で経済産業大臣及び所管大臣に協議を行う規定になっている。</p> <p>所定の手続きを行えば、第2種・第3種区域の設定は可能であると思われるが、国までの協議になれば、相当の日数を要し、武雄市に立地している特定工場は用途地区指定外であり、第2種・第3種区域の設定は難しいと考えられる。</p> <p>また、第2種・第3種区域については、「緑地面積率などに関する区域ごとの基準」により緑地などの整備が進むように配慮する旨改正が行われている。</p> <p>武雄市独自で自然的・社会的条件に応じた、緑地率・環境施設の面積割合を設定したい。</p>	佐賀県	佐賀県武雄市	特定工場立地時における緑地及び環境施設の面積に対する割合の軽減	工場立地に関する準則で定められている、緑地率(20%以上)及び環境施設(25%以上)の面積に対する割合を軽減することにより、有効的な工業用地の活用を図り、特定工場の積極的な設備投資による生産拡大と雇用の創出を促進する。
1135	11351020	駐車場法と大規模小売店舗立地法の両方が適用される場合の駐車台数算定基準の統合	駐車場法と大規模小売店舗立地法の両方に駐車台数の規定があり、大規模小売店舗立地法が適用される場合は駐車台数算定基準を統合する。	隣接する街区に必要な駐車台数を収容する駐車施設を建設する。	大規模小売店舗立地法が適用される場合に1つの都市施設に対する駐車場附置義務に対して算定基準が異なる複数の手続きが必要であり、算定基準の統合が可能である。	広島県	株式会社 巽エンジニアリング、株式会社 白土建築設計事務所	駐車場附置義務緩和の特例	<p>駐車場法第20条第2項で規制されている特定用途の内、大規模小売店舗立地法に係わる駐車場施設について、荷さばき関係車両以外の駐車施設を敷地内に附置する規制を緩和して隣接する街区程度までの隔地に設けることで利便性が高く歩車分離がより明確になり、安全な街と効率的な駐車施設および店舗の建設が可能になる。</p> <p>この提案が実採択されると広島市が提案している「ひろしま都心ビジョン」で重点地区と位置付けられている大手町通りの歩行者優先の回遊性のある市街地の形成および自動車の流入抑制による歩行者と自転車、公共交通機関を重視した都心部づくり構想の実現性が高くなるが、そうでない場合は実現不可能になる。</p>
1191	11911010	水島コンビナート地区全体での緑地面積の運用	工場立地法における緑地面積としてコンビナート地域を一つの工場敷地と想定し、必要な緑地面積を他社の敷地を借用し緑地化することでも有効とする。	<p>自社敷地内に緑地が不足しており、生産施設の増設等ができない企業が、コンビナート内で遊休地となっている他社敷地を借用し緑地として整備・管理することで、自社敷地の緑地として認めることとする。</p> <p>自社敷地外に緑地を求めることができる基準は、倉敷市自然環境保全条例で定める緑化義務基準である8%を超える部分とし、この自社敷地外で求めた緑地の自社敷地への算入は認める。ただし、生産施設面積率は、従前の敷地面積によるものとする。</p>	<p>昭和49年以前の緑地面積の規定がなかった既存工場が大半を占める水島コンビナート地区内の企業では、自社敷地内に緑地が不足しているのが現状である。</p> <p>そこで、自社敷地内に緑地が不足している企業が、コンビナート内で遊休地となっている他社敷地を借用し、緑地として整備・管理することで、自社敷地の緑地として認めることとする。</p>	岡山県	「水島コンビナート競争力強化検討委員会」岡山県、岡山県倉敷市、旭化成ケミカルズ(株)、(株)クラレ、JFEスチール(株)、(株)ジャパンエナジー、新日本石油精製(株)、中国電力(株)、三菱化学(株)、三菱ガス化学(株)、三菱自動車工業(株)	水島コンビナート地区全体での緑地運用特区構想	<p>水島コンビナートの各企業は、昭和49年の工場立地法改正時点以前に立地していた企業が大半であり、現状の敷地では、工場の建て替えや増設更には新たな事業の展開を図る際に必要な緑地を自社敷地内に確保することは困難な状況にある。</p> <p>そこで、工場立地法における緑地として、コンビナート地域を一つの工場敷地と想定し、他社の敷地を借用して自社工場の緑地とすることを可能とする。ただしこの措置は特例であるので、自社敷地への算入は認めるが、緑地面積及び環境施設面積の増加分としてののみ認定する。</p> <p>自社敷地外に緑地を求めることができる基準は、倉敷市自然環境保全条例で定めた緑化義務基準である8%を超える部分とする。</p>

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1267	12672020	商工会議所法に係る許認可権限の県への移譲	商工会議所法に関する事務については、国と県で権限が分散している。 国が所管している権限(設立認可、定款変更のうち、目的・事業・役員・議員に関する事項等)については、県域を超えた広域的調整が必要な事務とは考えられないことから、地方公共団体(県又は基礎自治体)において、一括処理できるよう提案する。 なお、県が所管している権限(定款変更のうち所在地、事務局に関する事項等)については、地域における事業活動規制や産業振興の観点で基礎自治体へ移譲することとしている。	国から県への権限移譲を行うことにより、地域における商工業の発展を図る。	商工会議所法に係る許認可権の事務については、国が行う事務と県が行う事務が存在する。 広島県においては、平成16年度に分権改革推進計画を策定し、権限移譲の推進を図ることとしているが、その中で、商工会議所法に係る県の事務についても移譲することとしており、すでに、一部の基礎自治体へは、事務移譲が完了している。 これらの事務は、地域における商工業の振興に関するものであり、基礎自治体が地域において一元的に商工施策を実施できるようにするために進めているものである。 国が所管する事務についても、県域を超えた広域的調整が必要な事務とは考えられず、地方公共団体(県又は基礎自治体)において処理することが適当であり、これらの事務を県へ移譲することを提案する。	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度末には、23市町に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元気な広島県」づくりを推進していく。 また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、特区や地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行う。
1267	12672060	大規模小売店舗及び特定工場の新設等の届出に関する事務に係る制度の見直し	大規模小売店舗及び特定工場の新設等の届出に関する事務について、基礎自治体が地域の実情に応じて自己完結的に事務が行えるよう制度の見直しを行うこと	基礎自治体への権限移譲	大規模小売店舗及び特定工場の新設の届出に関する事務については、分権計画において基礎自治体に移譲することとしているが、大規模小売店舗では法第3条の「県条例制定による届出基準面積に関する面積変更」事務が、特定工場では法第4条の2の「県条例制定による緑地面積率に関する地域準則策定」事務がそれぞれ特例条例で移譲できないため、基礎自治体で一連の事務を自己完結的に実施できるよう見直しが必要である。	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度末には、23市町に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元気な広島県」づくりを推進していく。 また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、特区や地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行う。
1269	12691010	工場立地法第15条の4(大都市の特例)の中核市等への適用	市域の環境の保全を図りつつ、積極的な企業立地を推進し、地域活性化につなげるために、地方自治法252条の17の2に基づくことなく、工場立地法第15条の4(大都市の特例)を中核市等に適用し、地域により密着した同法の事務及び地域準則の規定を行う。	地場産業である機械産業や臨海部及び空港に隣接する工場適地に立地する製造業等の積極的な投資を促進するために、区域別の地域準則の規定を検討する。	環境保全を前提とした工場立地の適正化を図るために工場立地法は都道府県にその事務処理と地域準則の権限が与えられているが、県域において、工場立地の実情は様々で、県レベルでの一律な地域準則の適用は地域経済活性化の阻害要因となりかねない状況である。 また、工業の振興を行う上で、特定工場の立地状況を市自らが把握し、適切な事務の執行や施策の展開を行うことが重要である。	愛媛県	松山市	工場立地促進特区	環境保全を図る中で、工場立地が地域の実情に合わせて適正かつ積極的に行われるようにするためには、工場立地法第15条の4(大都市の特例)を地方自治法252条の17の2に基づくことなく、中核市等にも権限を委譲する。このことにより、地域により密着した事務及び地域準則の規定を行い、極め細やかな事務処理と準則の適用を行うことで、市域の環境保全を果しつつ、積極的な企業立地の促進を図り、もって地域経済の活性化に資するものである。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1008	10081010	仏壇、仏具等の宗教用具に於ける品質及び産地の表示義務規制	近年、急速な生産技術の進歩と海外生産化が進んでいる宗教用具業界では、これまでの製品仕様のスタンダードが崩壊し、品質や産地の虚偽説明による消費者とのトラブルが増加している。例えばイミテーションの黒檀、紫檀や金箔を使った製品が市場で増えているが、現状では小売り店での正確な品質表示や産地表示はほとんどなされていない。そのことによって、今後消費者に不利益がもたらされないよう、宗教用具産業にも「家庭用品品質表示法」を適用していただき、開かれた信頼感のある業界として再構築していきたい。	仏壇、仏具等の宗教用具に「家庭用品品質表示法」を適用し、品質及び産地の表示義務を課す	仏壇仏具を中心とした宗教用具は、この10年くらいで急速に海外生産が進み、今や市場の70～80%が海外産になっている。それにもかかわらず、小売店での正確な品質表示や産地表示はほとんどなされておらず、消費者とのトラブルが増加している。たとえば、木材を全く使っていない海外製品を黒檀、紫檀と表示して販売するような例もあり、消費者に対し詐欺まがいの商法も行われているのが現状である。そうした現状に伴い、消費者とのトラブルをしばしば耳にするようになってきており、誠実な商いをしている業者や組合から早急にルール作りをする必要性があるという声が高まっている。	徳島県	森正株式会社	仏壇、仏具等の宗教用具に於ける品質及び産地の表示義務規制	仏壇仏具を中心とした宗教用具は、この10年くらいで急速に海外生産が進み、今や市場の70～80%が海外産になっている。それにもかかわらず、小売店での正確な品質表示や産地表示はほとんどなされておらず、消費者とのトラブルが増加している。たとえば、木材を全く使っていない海外製品を黒檀、紫檀と表示して販売するような例もあり、消費者に対し詐欺まがいの商法も行われているのが現状である。そうした現状に伴い、消費者とのトラブルをしばしば耳にするようになってきており、誠実な商いをしている業者や組合から早急にルール作りをする必要性があるという声が高まっている。
1182	11821010	現行特例1131番「初級システムアドミニストレータ試験の午前試験免除」の緩和措置の拡充	現行特例1131番「修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」の制度を拡充し、国際インターネット資格である「CIWファンデーション」の資格(CIW資格)を取得することにより、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が示す「情報処理技術者試験の特例について」の「制度の仕組み・手続きの流れ」にある履修科目の講座履修に代え、CIW資格により既に習得されたと見なされる分野については講座履修と修了試験を免除し、添付にある履修科目の講座だけを受講し、当該講座に関する修了試験に合格することにより、初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する。	添付資料のとおり、CIWファンデーション資格によって一定の分野はすでに網羅されていることから、補足講座として、以下の分野の履修科目の講座を実施する。 ハードウェア 情報戦略 企業会計 経営工学 情報システムの活用 関連法規 合計で5時間の集合講座を実施する。 同様に、当該講座の修了試験も作成し、講座終了後に実施する。当該試験とCIW資格の両方の合格者に対して、午前免除とする。	現在の規制の特例事項においては、以下の点において、未だ下記のような点が解決されておりません。 講座履修の数が多く、資格取得を目指しても、必要講座をすべてを受講することが容易ではない。 制度を利用した講座を提供している教育施設が遠方にあり、講座受講が容易ではない。 履修科目が多いため、教育施設が、講座開講を実施することが容易ではない。 既にCIW資格取得により、指定の分野の一部は習得しているにもかかわらず、基本情報技術者試験の受験のために重複した履修科目を受講しなければならない。 社会人など学習する時間が十分にとれず、講座をすべて履修することが困難である。 等の理由を持つ受験希望者には、現状の特例においても未だ弊害が十分に解決されておらず、資格取得に至らないケースが見られ、IT人材育成に障害となっている。 今回の拡充措置により、上記の問題点が解決されることも含め、以下のようなメリットが期待されます。 受験者の時間や重複学習等のさまざまな負担が軽減される。 CIW資格が、コンピューターによる試験実施であり、全国300箇所以上の試験センターにおいて、ほぼ毎日受験できることから、受験者の受験機会が飛躍的に増大する。 効果的な学習と、受講機会の拡大により、IT人材の育成に大きな貢献が期待される。 受験機会、受講機会の拡大から、「基本情報技術者試験」取得者の増加が期待される。 「CIW資格」が国際インターネット資格であることから、「基本情報技術者資格」とあわせ、ITスキルの国際化・標準化が期待され、人材の国際交流も活性化するものと思われる。 経済産業省が奨励するITSSの活性化と国際化が期待される(CIW資格が「ITスキル標準(ITSS)」に対応している)	東京都	プロソフ トトレー ニング ジャパン 株式会社	IT人材育成およびIT産業活性化特区	現行特例1131番および1132番を制度面で拡充し、国際インターネット資格である「CIWファンデーション」(CIW資格)を取得することにより、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が示す指定の履修科目の講座履修に代え、CIW資格により既に習得されたと見なされる分野については講座履修と修了試験を免除し、それ以外の履修科目の講座だけを受講し、当該講座に関する修了試験に合格することにより、初級システムアドミニストレータ試験および基本情報技術者試験の午前試験を免除する。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1182	11821020	現行特例1132番「基本情報技術者試験の午前試験免除」の緩和措置の拡充	現行特例1132番「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」の制度を拡充し、国際インターネット資格である「CIWファンデーション」の資格(CIW資格)を取得することにより、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が示す「情報処理技術者試験の特例について」の「制度の仕組み・手続きの流れ」の別表2にある履修科目の講座履修に代え、CIW資格により既に習得されたと思われる分野については講座履修と修了試験を免除し、添付にある履修科目の講座だけを受講し、当該講座に関する修了試験に合格することにより、基本情報技術者試験の午前試験を免除する。	添付資料のとおり、CIWファンデーション資格により、一定の分野はすでに網羅されていることから、補足講座として、以下の分野の履修科目の講座を実施する。 情報の基礎理論 データ構造とアルゴリズム ハードウェア 情報戦略 企業会計 経営工学 情報システムの活用 関連法規 合計で6時間の集合講座を実施する。 同様に、当該講座の修了試験も作成し、講座終了後に実施する。当該試験とCIW資格の両方の合格者に対して、午前免除とする。	現在の規制の特例事項においては、以下の点において、未だ下記のような点が解決されておりません。 講座履修の数が多く、資格取得を目指しても、必要講座をすべてを受講することが容易ではない。 制度を利用した講座を提供している教育施設が遠方にあり、講座受講が容易ではない。 履修科目が多いため、教育施設が、講座開講を実施することが容易ではない。 既にCIW資格取得により、指定の分野の一部は習得しているにもかかわらず、基本情報技術者試験の受験のために重複した履修科目を受講しなければならない。 社会人など学習する時間が十分にとれず、講座をすべて履修することが困難である。 等の理由を持つ受験希望者には、現状の特例においても未だ弊害が十分に解決されておらず、資格取得に至らないケースが見られ、IT人材育成に障害となっている。 今回の拡充措置により、上記の問題点が解決されることも含め、以下のようなメリットが期待されます。 受験者の時間や重複学習等のさまざまな負担が軽減される。 CIW資格が、コンピューターによる試験実施であり、全国300箇所以上の試験センターにおいて、ほぼ毎日受験できることから、受験者の受験機会が飛躍的に増大する。 効果的な学習と、受講機会の拡大により、IT人材の育成に大きな貢献が期待される。 受験機会、受講機会の拡大から、「基本情報技術者試験」取得者の増加が期待される。 「CIW資格」が国際インターネット資格であることから、「基本情報技術者資格」とあわせ、ITスキルの国際化・標準化が期待され、人材の国際交流も活性化するものと思われる。 経済産業省が奨励するITSSの活性化と国際化が期待される(CIW資格が「ITスキル標準(ITSS)」に対応している)	東京都	プロソフトレーニングジャパン株式会社	IT人材育成およびIT産業活性化特区	現行特例1131番および1132番を制度面で拡充し、国際インターネット資格である「CIWファンデーション」(CIW資格)を取得することにより、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が示す指定の履修科目の講座履修に代え、CIW資格により既に習得されたと思われる分野については講座履修と修了試験を免除し、それ以外の履修科目の講座だけを受講し、当該講座に関する修了試験に合格することにより、初級システムアドミニストラータ試験および基本情報技術者試験の午前試験を免除する。
1099	10991010	鉱業権設定に係る地元市町村の意向確認として事前協議制度を導入する。また、大都市域(政令指定都市を抱える都市計画区域内)における許認可手続きに、事前協議の内容を住民に説明する公聴会の開催を制度化するとともに、地元議会の同意を鉱業権設定の必要条件とする特例	鉱業法第21条(設定の出願)における出願先を経済産業局長から地元市町村長へ変更する。 鉱業法第24条(都道府県知事との協議)を変更し、地元市町村長と出願者での事前協議を義務付け、同意が得られることを許可要件として明記する。 新たに、指定都市(地方自治法第252条の19)を含む都市計画区域(都市計画法第5条)においては、事前協議内容に関する公聴会の開催を義務づけるとともに、公聴会を経たうえで地元議会が事前協議内容に同意することを鉱業権設定の許可要件として鉱業法に明記する。	日進市では、市民、事業者、行政が協働し、環境まちづくりを目指す、日進市環境まちづくり条例を制定している。 この条例に基づいて策定された日進市環境基本計画では、市民と行政の協働により、東部丘陵のまとまりのある緑地の多様な自然環境を保全し、人々が自然を体感し、自然の仕組みを学習できる啓発とコミュニケーションの場とする「東部丘陵自然公園プロジェクト」が事業化されている。 日進市の東部丘陵では、約32haの鉱業権が設定され、今後も区域が拡大されていく恐れがあり、「東部丘陵自然公園プロジェクト」を実現するうえで、これ以上の区域拡大と開発が実施されると、事業そのものが成り立たなくなる。 本提案が実現することにより、鉱山開発計画が地域に受け入れられるか否かについて、市民参加により決定されることとなり、無謀な計画の修正・中止が期待できる。 これにより、「東部丘陵自然公園プロジェクト」事業による、ガイドブックの作成、自然観察会の開催、市民による遊歩道整備などの事業や、その他の協働による緑のまちづくり事業が促進され、地域の活性化につながる。	日進市の東部丘陵周辺は、大都市域の利便性と豊かな自然環境がほど良く調和した地域であるが、住宅市街地が近接しているにもかかわらず、約34haもの鉱山開発が予定され、貴重な自然環境が失われようとしている。計画が公になって以来、開発反対運動や議会への請願提出など、地域から大きな反発があるにもかかわらず、法制的には、鉱山開発が地域の自然環境に与える影響の大きさに比べ、開発の是非に関する地元市町村の意思決定権限が非常に弱い状況がある。こうした状況を改善するために、鉱業権の設定にあたっては、地元市町村への事前協議制度を導入することにより、市町村が進める地域づくりや産業振興との整合性を図り地域の公益性を確保することができるようになる。また大都市域における鉱山開発については、数多くの住民が開発の影響圏内で生活していることに鑑み、地元市町村とその住民が開発に対する意思決定に参画できるようにし、市民参加の制度を整備することにより、いたずらに地域問題を引き起こすことなく、自然環境の保全と調和した開発計画となるようにすること、そして大規模な自然破壊を伴う計画が地域住民の反発を省みず強行されないようにすることを目的とし、本案を提案するものである。	愛知県	任意団体	大都市域における鉱山開発と緑のまちづくりとの共生構想	大都市を抱える都市計画区域内での鉱業権設定に当たっては、都市における緑地の存在意義や自然的環境の保全の重要性に鑑み、地域住民との合意形成を図りつつ、自然環境の保全と開発の調和を確保しながら進めることが重要です。このため、現行の鉱業法による手続き規定に加え、市町村長だけでなく議会の同意を鉱業権設定の必要条件とし、地元市町村への事前協議制度および事前協議の内容に対する市民意見を吸い上げるための公聴会制度を導入することを提案します。こうした市民参加の制度を整備することにより、自然環境の保全と調和した開発計画となること期待でき、自然環境を生かした各種のまちづくり活動を促進し、地域の活性化が図られます。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1039	10391010	資本関係等によらない密接な関係によるガスの特定供給事業	<p>地方公共団体が次の1.の関係に該当するガスの供給者と需要家について、需要家保護措置を要しないものであることを確保するため、供給者と需要家との三者間において次の2.に掲げる内容を盛り込んだ協定を締結することとし、締結しようとする当該協定の内容を構造改革特別区域計画に記載し、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該協定を締結した供給者は、供給者と需要家との間における生産工程、資本関係、人的関係等に関わらず、ガス事業法第38条第1項において準用する同法第37条の7の4に規定する特定供給の届出ができるものとする。</p> <p>1.供給者と需要家との関係 取引等を通じて実態として同一企業グループとみなしうる関係を有し、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること。</p> <p>2.協定に盛り込むべき内容 (1)ガス供給予定者がガスの供給を開始しようとする際、ガス料金、配管等のガス供給設備工事の負担等において、特定者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (2)供給予定者がガスを供給する相手方の利益を阻害しないこと。</p>	<p>周南コンビナートの副生水素を導管で工場敷地に隣接する2地区の住宅地に供給し、最大10世帯の家庭に非改質タイプの燃料電池コージェネレーションシステムを設置する世界初の「水素タウン」をモデル的に実現させることを計画している。</p> <p>また、このような社会実験の成果を活かし、2030年度までに安全性や経済性の要求も踏まえた安全で安定した水素供給体制を確立し、本格的な水素エネルギー社会の実現を目指すものである。</p> <p>本プロジェクトによる社会経済的効果は、直接的には二酸化炭素排出量を31トン/年削減でき、2030年までの将来目標では、約1万8千トン/年(周南市の民生家庭部門の6.5%)の二酸化炭素排出量削減のほか、定量的評価は困難だが、施設整備・ガス事業の実施に伴う新たな水素供給産業や燃料電池産業の育成による経済効果も見込むことができる。</p>	<p>本年2月の京都議定書の発効を受けて、政府が定めた京都議定書目標達成計画の「特に地方公共団体に期待される事項」の中で「構造改革特区制度の活用」が、また、「温室効果ガスの排出削減対策・施策」の中で、「水素社会の実現(燃料電池等の先進的な導入促進等)」が位置づけられている。</p> <p>このような中で、本県の産業特性や地域特性を活かした水素エネルギー社会の実現を目指すために「水素タウンモデル事業」を提案するものである。</p> <p>水素タウンモデル事業では、ソーダ工場や石油精製工場から水素ガスの供給を県(又は市)が一括して受け、県(又は市)が工場敷地に隣接する各家庭に設置する燃料電池コージェネレーションシステムの燃料として使用しようとするものである。</p> <p>このケースは、ガス事業法第38条第1項において準用する同法第37条の7の4の規定によるガスの特定供給に該当すると考えられるが、水素供給事業者であるソーダ工場や石油精製工場と水素需要予定者である県(又は市)は、ガス事業法施行規則第4条に規定する資本関係等の密接な関係にないため、水素ガスの供給を受けることができない。</p> <p>そこで、周南コンビナート企業や県、市は、別添資料に示すとおり、取引等を通じて同一企業グループの関係にあると考えられるため、関係者間での協定を締結することによって、需要家保護を要しないことを担保し、ガス事業法施行規則第4条に規定する密接な関係として認定して頂く特例措置が必要である。</p> <p>なお、当該モデル事業は、社会実験であり限られた区域に限定されるものであり、かつ、水素ガスの供給は、1日当たり供給量300m3未満/地区の低圧供給(0.8Mpa未満)であるが、一般家庭(モニター)に対する安全性の確保は、供給を行う者である県(又は市)が講じ、公共の安全性を確保するものである。</p>	山口県	山口県 周南市	環境対応型コンビナート特区	<p>周南コンビナートが有する水素供給能力を活かし、工場内で副生する水素を導管で供給し、工場内で家庭用の燃料電池システムの実証試験を行っている。今後、一般家庭に燃料電池システムを複数設置し、水素を導管で供給する「水素タウンモデル事業」を計画しているが、実施に当たっては、ガス事業法に基づく水素ガスの特定供給を受ける必要がある。</p> <p>そこで、周南コンビナート企業等の間は取引等を通じて同一企業グループの関係にあることから、ガスの供給者と需要家との間で協定を締結することによって、資本関係等によらない密接な関係があると認定していただき、ガスの特定供給ができるよう、ガス事業法施行規則の特例措置を提案するものである。</p>
1048	10481010	電気設備メンテナンス業務に関する主任技術者常駐要件の緩和	<p>自家用工作物の維持及び運用に関する保守点検業務は、常駐する自社電気主任技術者か電気保安協会からの委託主任技術者によって行うことになっている。相当規模の設備では連続運用の為に設備保全員が常駐するのが常であり、設備の保守点検を月2回、受変電設備点検として年1回、定期的に又確実に実施して所期の目的を達成できる。</p> <p>(別紙1参照)</p>	<p>自家用工作物の保守点検業務を月2回、受変電設備点検として年1回程度実施することにより、管理コストの削減を図り、常に設備を安全な状態に保全できる双方の信頼関係ツールの構築を目指す。</p>	<p>自家用工作物の保守点検業務においては、基本的に主任技術者の常駐ということが原則となっており、専任者を雇用しなければならず、人材確保の面でかなり苦慮しているのが現状である。この常駐部分の規制を緩和することにより、保安管理を受託する電気工事事業者の業務運営の円滑化につながる。</p> <p>(別紙2参照)</p>	茨城県	イガラシ電気工事株式会社	自家用電気設備保守管理規制緩和プロジェクト	<p>自家用工作物の維持及び運用に関する保守点検業務は、常駐する自社電気主任技術者か電気保安協会からの委託主任技術者によって行うことになっている。相当規模の設備では連続運用の為に設備保全員が常駐するのが常であり、設備の保守点検を定期的に又確実に実施して所期の目的を達成できる。電気主任技術者の居る電気工事業者によって工事作業と共に、電気設備の保守点検業務に直接担当出来れば設備を安全な状態に保全出来ると共に、より広い視野からより有効な設備改善提案を実現出来る。</p>
1048	10481020	自家用工作物の保守点検業務における規制要件の緩和	<p>電気主任技術者の居る電気工事業者によって工事作業と共に、電気設備の保守点検業務に直接担当出来れば設備を安全な状態に保全出来ると共に、より広い視野からより有効な設備改善提案を実現出来る。</p> <p>(別紙1参照)</p>	<p>保守点検業務の管理コストの削減を図ること等により、主任技術者の有資格者の居る電気工事業者であれば、工事作業と共に電気設備の維持及び運用に関する保守点検作業にも直接携われる事態を目指す。主任技術者の在職する電気工事業者が自家用電気工作物保安管理業務の受注等参入できるようになること。</p>	<p>電気工事業者は保守点検業務を行ってはならない等、技術者協会及びメンテナンス会社以外は保安業務の実施ができない状況にある。規制を緩和することにより、特定団体しか担当できなかった分野へ民間企業が参入でき、効率的な経済活動と公正な競争が可能となり、管理コストの削減につながる。</p> <p>(別紙2参照)</p>	茨城県	イガラシ電気工事株式会社	自家用電気設備保守管理規制緩和プロジェクト	<p>自家用工作物の維持及び運用に関する保守点検業務は、常駐する自社電気主任技術者か電気保安協会からの委託主任技術者によって行うことになっている。相当規模の設備では連続運用の為に設備保全員が常駐するのが常であり、設備の保守点検を定期的に又確実に実施して所期の目的を達成できる。電気主任技術者の居る電気工事業者によって工事作業と共に、電気設備の保守点検業務に直接担当出来れば設備を安全な状態に保全出来ると共に、より広い視野からより有効な設備改善提案を実現出来る。</p>

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1056	10561010	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第2項第1号 火薬類取締法第23条第1項及び第2項	「18歳」を「15歳」に緩和する。	国際的な大会が開催可能な岡山県クレール射撃場に限り、日本体育協会の推薦を受けた者は所持許可が受けられ、当施設内で銃器を貸与できるものとし、オリンピックなどの国際大会に参加できる能力をもった選手を育て、青少年の健全な育成と社会的自立を促進し、併せて地域振興や活性化に繋げる。	18歳に満たない者は許可できないため、国際大会規模で活躍する選手の育成を困難にしている。	岡山県	岡山県岡山市	クレール射撃競技国際大会強化選手育成構想	第60回岡山国体クレール射撃競技の誘致を機に、国際的な大会が開催可能な最新施設として、岡山県クレール射撃場が完成した。この施設の特性を生かし、オリンピックなどの国際大会規模で活躍できる優秀な選手を育成するため、現行の法律を世界各国の競技者への銃砲所持緩和状況に鑑み規制緩和し、習得力旺盛な15歳以上の若者の早期発掘を図る。併せて、岡山県クレール射撃協会と連携を取りながらクレール射撃競技のクラブチームを立上げ、組織化し、魅力あるスポーツとして定着化を進める。よって、施設の利用促進、強化選手育成、そして特色ある地域の生涯スポーツ振興や活性化に繋げようとする構想である。
1095	10951010	エネルギーとサービスの一括調達	電力、ガスなどのエネルギー調達とESCOサービスの調達を一括して、新たな役務調達の制度を提案する。場合によっては水の調達も含み、一括調達する方法も有効と考えられる。	ESCO事業者が電力、ガスの需給契約を結び、電力についてはそのまま、ガスについては熱・電力に転換しこれを他の最終需要家に供給する方法である。具体的には以下に示すとおりである。ESCO事業者が国の施設とエネルギー管理契約を含むESCOサービス契約を結び、供給された電力、ガスを最終需要家となる施設に供給する。この際、ガスの場合は熱・発電した電力等の供給を行う。国は光熱費予算と同額あるいはこれを若干下回る金額を、新たな役務調達として予算計上し、この予算の範囲でESCO事業者が電力、熱の使用料を含む、ESCO事業のサービス料を支払う契約を結び、この場合のESCOサービス料金のほとんどはエネルギー調達に必要な金額となり、また、ESCO事業は新たな財政負担を強いるものではないことから、調達の方法も従来のエネルギー調達の方法に類似した手法を用いることの可能性があるものと考えられ、これが実現した場合には大幅な手続きの簡略化が可能である。	ESCO事業では、光熱水費が削減されると同時に、ESCO事業者へのサービス料金の支払いが発生する。同時に、パフォーマンス契約を締結することから、光熱水費の削減額でサービス料金を賄うことが可能である。現状の制度では、両者の費目が異なり、サービス料金の支出に関する予算要求から始まる、様々な手続きが必要である。同時に発注者があらかじめ価格を設定することはESCO事業調達の場合には、最適な手法には限らない。この際に生じる発注者の最大のリスクは、発注者が想定する内容よりも、上限価格あるいは予定価格は上回るもの、削減額も大きく、収益性、省エネルギー性で上回る提案を受け付けることができなくなる点にある。一括調達を行うには、従来の光熱費支出の範囲で全てを賄うことを絶対条件であるが、これを行う利点には以下が考えられる。各施設の担当者が機動的に事業を計画・実施することが可能。予算要求の総額を従来の光熱費支出を上限として計上することで、予算要求に要する手続きを簡略化することができる。予定以上の省エネ効果が実現した際の利益の分配を公平に行うことが可能。現在のESCO事業では光熱費とESCOサービス料金の予算の移用ができないことから、減少した光熱費予算の中で気象変動などによる光熱費変動リスクが懸念されていたがこのリスクを回避することができる。この方式は、これまで行ってきたエネルギー調達ではなく、空調、照明、動力、省エネルギー等、実際の業務に直接必要な資源を一括して調達する考え方である。重要なのはESCO事業の場合、新たな財政負担を伴うことなくこれが実現可能である点にある。	東京都	ESCO推進協議会	国の施設におけるESCO事業調達の規制緩和に関する提案	ESCO事業の政府建物への効果的な導入を促進することを目的に、電力、ガス、用水などのエネルギー・水調達と、省エネルギー改修工事を含む省エネルギーサービス調達を一括調達する新たな役務調達方法の制度化を提案する。同時に、省エネルギー改修による経費削減分の予算を省エネルギーへの再投資予算として確保する、つまり予算の移用を認めることで、政府建物の省エネルギー促進を実現することを提案する。
1181	11811010	電気事業法第3条(事業の許可)の特例による地方公共団体直営事業による地域活性化構想	地方公共団体が電気事業法第3条の規定の特例により、事業許可を受け配電事業が実施できる特例	地方公共団体が電気事業の許可を受け、直営で各家庭・事業所へ配電事業を実施する	地球環境の悪化が叫ばれる今日、地球温暖化防止対策は国はもとより、各自治体にとっても重要な事項となっている。本提案は、循環型社会の創出を目指す国や本町の理念に沿い、且つ離島というハンディキャップを逆手に取って考え、島内のマテリアルフロー(物質循環)が、他の地域と比較すると把握しやすいという利点を生かし、クリーンエネルギーの全国初の消費モデル地域として、特区申請により地方公共団体による電気の供給事業を実施し、水力発電による電気の供給事業が、二酸化炭素等の温室効果ガスをどの程度削減できるのか、その効果を情報発信することにより、地球温暖化防止に貢献したいと考えるものである。 あわせて、町内の約、2,200世帯に及び各事業所に電気を安定供給し、離島に住む住民の福祉の向上を図るものである。	鹿児島県	鹿児島県上屋久町	地方公共団体直営電気供給事業構想	地球温暖化防止対策の観点から地域循環型社会の創出は、喫緊の課題となっている。本提案は、行政機関が電気の供給事業を実施することにより、電気エネルギー分野における原子力・火力・水力の温室効果ガス等の削減率を実証的に明らかにするものである。併せて、町内の約2,200世帯および各事業所に電気を安定供給し、町民の福祉の向上を図るものである。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1309	13091010	自治体主導のエネルギーマネージメントシステム	・電力、ガスの契約は同一敷地内一契約の原則。 自治体の清掃工場や下水処理場における発電施設の発電電力は一旦電力会社が安く買い取り、高い値で公共施設に販売されている。(規制の緩和)	・同一敷地内は電力、ガス共に一契約が原則だが、それを同一地域内一契約にする。 ・自治体の清掃工場や下水処理場における発電施設の発電量はそのまま公共施設に運用する。(地域協議会が第三者監視する) ・省エネをしてもエネルギー供給会社の契約約款が邪魔してコスト削減につながらない場合、約款を弾力運用して省エネが得する街づくりをする。(地域協議会が中心的役割を担う)	電力が自由化になったとはいえ、自治体はコスト削減に真剣さが足りない。地方交付税が削減されたらそれ以上に経費削減しようという人はほとんどいない。現在、コンビニやスーパーを始めとしたチェーン展開の本部では一括契約でエネルギーコスト削減に力を入れている。したがって本提案は街ごと省エネ特区として地域の温暖化ストップを図るための起爆材である。	東京都	特定非営利活動法人地球環境融合センター	街ごと省エネプロジェクト(グリーンリサイクリングシステム)	自治体が、公共施設のエネルギー削減や施設管理費を削減する事業を地域協議会に委託する。地域協議会は、第三者機関としてエネルギー遠隔監視センターを設置し、ITを用いたエネルギーマネージメントで公共施設管理を行う。公共施設が削減した省エネ量は、そのまま協議会に寄付し、「街ごと省エネ」の原資とする。そして、投資ゼロで省エネの(コスト削減)恩恵を受けた事業者や家庭は、半額を協議会に戻し自治体の環境事業に環流させる。
1021	10211010	知的創造活動の促進	登録後、ロイヤリティ発生までの一定期間を「仮特許期間」として、特許料支払いに猶予期間を設け、特許料を後払いできるよう制度の改正を行う。	特許登録後自社または他社による特許発明が実施されるかどうか見極めるための仮特許期間を設け、その期間については特許納付料を猶予し、後払いできるよう提案する。仮特許期間中に契約に至った場合は、ロイヤリティを原資として、猶予期間中または猶予期間後の特許料の納付に充てる。	本町が知的財産権取得に関する奨励措置を講じることに併せ、計画認定を受け、知的財産権の取得奨励の環境の整備を目指す。	和歌山県	和歌山県上富田町	知的創造活動促進構想	特許登録後の特許料納付に猶予期間を設けることは、猶予期間中の実施契約締結によるロイヤリティを特許料支払いの原資とすることを可能ならしめる一方で、権利の整理が行い易くなるというメリットが生じる。この制度は全国的に普遍性のあるものではなく、知的財産基本法第6条に規定する地方公共団体の責務に則り施策を策定している自治体に限定されるべきである。猶予期間の設定は、特許権に留まらず登録後に登録料を納付しなければならない他の知的財産権を含むものとする。
1049	10491030	法規制の緩和	(1)特許料・特許申請請求料の軽減 (2)特許出願猶予期間の延長 (3)外国人IT技術者の在留資格要件緩和	(1)特許料・特許申請請求料の軽減 (2)特許出願猶予期間の延長 発表から6ヶ月以内を1年以内に延長する。 (3)外国人IT技術者の在留資格要件緩和 外国の専修学校卒も「技術」の在留資格に加える。 研究機関等の推薦を持って「技術」の実務経験10年の要件を緩和する。	(1)特許料・特許申請請求料の軽減 ベンチャー企業など一定の条件を満たす企業については特許料・特許申請請求料軽減されているが、企業進出を促進するため経済特区という特定地域内での特許料・特許申請請求料の特例創設を要望するものである。 (2)特許出願猶予期間の延長 研究成果の発表から公表までの猶予期間を確保することにより、発表者は研究者同士や民間企業等と研究内容の情報交換をすることができる。なお、猶予期間の延長については、特許制度の国際的調査の議論の動向を検討していく必要があるが、現段階では検討内容が不明確であることから、先行事例として特定地域での特例を要望するものである。 (3)外国人IT技術者の在留資格要件緩和 外国人IT技術者の活用策として相互認証制度が創設され一定の成果をあげているが、専修学校卒や研究機関等から推薦されたIT技術者の受入れなど要件を緩和することにより若い優秀な外国人IT技術者を確保し民間のソフトウェア開発を促進することができる。	東京都、神奈川県	東京都、神奈川県、川崎市	東京湾岸地域における経済特区の設置	東京湾岸地域は産業構造の転換などに伴い空洞化等の問題が生じてきている反面、今後成長が期待される環境、エネルギー、生物学など最先端の研究開発型企業が進出など新しい動きもでてきている。 このため、東京湾岸地域の特定地区を経済特区とし、法規制の緩和とともに企業進出にかかる税制上の優遇措置や融資制度の拡充等の誘導策を講じていくとともに、公共基盤整備等を促進していくこと。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1157	11571010	特許申請にかかる手数料等の納付手続きの弾力化	特許法等関係手数料令に規定される出願審査請求手数料を査定までの期間で分割して納付することができる。	製造業を中心とした市内企業のもつ技術等の権利化の促進により、特許等知的財産権の相互利用や資金調達手法としての活用を図ることで、市内企業の新たな事業展開・成長が期待できる。	グローバル化の進展など様々な社会経済環境変化の中で、企業の競争力を高めていくためには、知的財産権の取得・活用により付加価値の高い製品開発・事業展開を行っていくことが重要である。 市内製造業における特許取得・出願事業所数は9.2%となっているが、出願審査手数料の分割納付により、市内企業の特許取得に係る費用負担を分散することで、市内企業の知的財産権取得を促進し、横浜経済の活性化を図る。	神奈川県	神奈川県横浜市	横浜知財ビジネス促進特区	知的財産の取得には、法的な知識・情報や出願料など手続きに関する負担も生じてくる。このため、手数料減免制度の対象となる企業の拡大や、出願料審査料の分納を実現することで市内企業への知的財産の取得にかかる負担を軽減し、創造的活動の活性化や知的財産の取得促進を推進する。
1157	11571020	特許登録における資力に乏しい者の対象拡大	特許法等関係手数料令に規定される資力に乏しい者の要件のうち、設立の日(合併により設立された法人にあつてはその合併により消滅した法人の設立の日)のうち最も早い日、個人にあつてはその事業を開始した日)以後10年を経過していない要件を削除する。	製造業を中心とした市内企業のもつ技術等の権利化の促進により、特許等知的財産権の相互利用や資金調達手法としての活用を図ることで、市内企業の新たな事業展開・成長が期待できる。	市内製造業の特許取得・申請事業所数の割合を規模別にみると、中小企業では約8.5%で、資本金3億円以上の企業が57.1%であるのに比べてかなり低くなっている。市内事業所数の約99%が中小企業である横浜市では、特に中小企業の成長発展を支援することにより横浜経済の活性化を図っていくことが重要である。 市内中小企業は設立後10年を経過している事業所が9割以上であるため、資力に乏しい者として政令で定める要件のうち、設立日より経過した年数にかかる要件を削除することで、設立間もないベンチャー企業だけでなく市内中小企業の知的財産権取得を促進し、横浜経済の活性化を図る。	神奈川県	神奈川県横浜市	横浜知財ビジネス促進特区	知的財産の取得には、法的な知識・情報や出願料など手続きに関する負担も生じてくる。このため、手数料減免制度の対象となる企業の拡大や、出願料審査料の分納を実現することで市内企業への知的財産の取得にかかる負担を軽減し、創造的活動の活性化や知的財産の取得促進を推進する。
1074	10741080	独立行政法人中小企業基盤整備機構が管理・譲渡を行う業務用地(旭川リサーチパーク)における国際研修・高度医療分野の業種の立地	独立行政法人中小企業基盤整備機構が管理・譲渡を行う業務用地(旭川リサーチパーク)における立地可能業種に国際研修・高度医療分野の業種を追加すること等で、SPC(特別目的会社)による国際研修センター及び高度医療センター・付属病院を設置し運営できるようにする。	旭川医大等医療集積地と隣接する独立行政法人中小企業基盤整備機構が管理・譲渡を行う業務用地(旭川リサーチパーク)に、SPC(特別目的会社)による国際研修センター及び高度医療センター・付属病院を整備する。	「国際交流拠点形成プロジェクト」の事業展開において、旭川医大等医療集積地と隣接する独立行政法人中小企業基盤整備機構が管理・譲渡を行う業務用地(旭川リサーチパーク)に、SPC(特別目的会社)による国際研修センター及び高度医療センター・付属病院を整備するものであるが、現在、立地可能業種が次のとおり制限されている。 1 「独立行政法人中小企業基盤整備法附則第5条第1項第3号」の規定により、廃止前の「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(通称:頭脳立地法)第7条第1項第1号」に規定された特定16業種及び利用者の利便に供する施設。 2 「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律附則第4条第1項」の規定による、創業、経営革新、異分野連携を行う中小企業者及びインキュベーションを整備しようとする者。 SPC(特別目的会社)による国際研修センター及び高度医療センター・付属病院を設置し運営するためには、特定16業種他に国際研修・高度医療分野の業種を追加すること等が必要である。	北海道	北海道旭川市、三井物産株式会社	国際交流拠点形成プロジェクト	旭川市では「国際交流拠点形成プロジェクト」構想のもと、北海道上川中部、更には道北地域全体を視野に入れながら、高度医療・国際研修拠点形成と人・サービスの交流拠点形成を進める事業を展開する。具体的には、高度医療・福祉・教育機能の集積地として旭川リサーチパークに、海外からの看護・介護研修生の研修・技能実習の場である国際研修センターと北海道・東北初の粒子線がん治療、PET/CT等高度医療画像解析、遠隔医療等を行う高度医療センターを設置するとともに旭川空港の国際化を進め、関連する地場産業の発展を促し、地域の特性を生かした国際交流・相互理解を深める。